

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和 4 年 10 月 11 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 10 月 11 日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ岐南店
羽島郡岐南町徳田三丁目 191-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンビッグ株式会社
代表取締役 小林 健太郎
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び面積	260 m ²	310 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	230 m ³	67.9 m ³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	9 : 00 ~ 21 : 00	7 : 00 ~ 22 : 00
来客が駐車場を利用することができる時間帯	8 : 30 ~ 21 : 30	6 : 30 ~ 22 : 30
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	8 : 00 ~ 16 : 20	① 6 : 00 ~ 22 : 00 ② 22 : 00 ~ 7 : 00

4 届出年月日

令和4年10月3日